

独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院地域連絡協議会設置規程

(設置目的)

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院（以下「中京病院」という。）が、地域医療・地域包括ケアの要として地域のニーズに応えた医療・介護の提供等地域の実情に応じた運営を行うことを目的として、地域医療機能推進機構法第20条の規定に基づき中京病院地域連絡協議会（以下「地域連絡協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 地域連絡協議会は、中京病院が常に地域から信頼される病院を目指すべく、中京病院の運営方針・運営実績その他必要な事項について協議し、地域の実情に応じた運営の参考とする。

(地域連絡協議会委員の構成)

第3条 地域連絡協議会委員の構成は、地域医療支援委員会の委員をもって構成する。

2 委員長は、必要に応じて地域医療支援委員会の委員以外の者を地域連絡協議会の委員とすることができる。

(地域連絡協議会委員の任期)

第4条 地域連絡協議会委員の任期は、地域医療支援委員会の委員の任期と同様とする。

(地域連絡協議会委員長及び副委員長)

第5条 地域連絡協議会の委員長及び副委員長は、地域医療支援委員会の委員長及び副委員長をもってあてる。

(地域連絡協議会の開催)

第6条 地域連絡協議会は委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 地域連絡協議会は、原則として5月に開催する地域医療支援委員会と併せて開催する。

3 委員長は前項にかかわらず、委員からの求め等必要に応じて地域連絡協議会を開催することができる。

4 委員長は必要に応じ委員以外の者を地域連絡協議会に出席させることができる。

- 5 地域連絡協議会は、委員の半数以上の出席をもって成立することとする。
- 6 地域連絡協議会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところとする。
- 7 地域連絡協議会の議事録を作成し保存するものとする。

(その他)

- 第7条 この規程に定めるものの他、地域連絡協議会の運営に必要な事項は、関係法規や規則等に基づき、委員の合意の上で定める。
- 2 本規程の改廃は、委員の合意により行う。
 - 3 地域連絡協議会の事務局は、地域連携部に置く。

附則 この規程は平成26年4月1日より施行する。